

**女川町上水道事業経営戦略（第二期）**  
**（計画期間：令和8年度～令和17年度）**

令和8年5月  
女 川 町

## 目次

1	はじめに.....	3
1-1	経営戦略策定の背景と趣旨.....	3
1-2	計画期間.....	3
1-3	計画的かつ合理的な経営の推進.....	3
2	基本方針.....	4
3	現状と将来見通し.....	4
3-1	事業の概要.....	4
3-2	給水・施設の状況.....	5
3-3	料金体系.....	5
3-4	組織体系.....	6
3-5	人口.....	7
	(資料1) 給水人口・給水延べ戸数の実績値及び推計値.....	7
3-6	水需要.....	8
	(資料2) 有収水量の実績値及び推計値.....	8
3-7	料金収入.....	8
	(資料3) 料金改定を行わない仮定での料金収入の推計値.....	9
3-8	経営分析.....	10
	(資料4 経営収支比率).....	10
	(資料5 給水原価).....	11
	(資料6 有収率).....	11
	(資料7 流動比率).....	12
3-9	施設の見通し.....	15
3-10	組織の見通し.....	15
4	今後の投資計画と経営戦略.....	16
4-1	投資・財政計画(収支計画)の前提条件.....	16
4-2	投資・財政計画(収支計画).....	17
4-3	計画期間内の経営状況.....	22
4-4	投資・財政計画(収支計画)の策定にあたっての説明.....	22
4-5	投資・財政計画(収支計画)に未反映及び検討予定事項の概要.....	24

# 1 はじめに

## 1-1 経営戦略策定の背景と趣旨

上水道事業の運営は、町民生活はもとより社会経済の基本的役割を果たしていることから欠かすことのできないものです。しかし、東日本大震災の影響もあり他市町村に比べても人口減少等に伴う使用料収入の減少や管路・施設等の老朽化による更新投資の増加など、水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

こうした状況の中、引き続き事業を行う上で自らの経営等についての的確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うことが必要です。そのために中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤（財務、組織、人材等）の強化と財政マネジメントの向上に取り組むため、本町においても、国が示す「公営企業の経営にあたっての留意事項について（平成26年8月29日総財令第107号）」に基づき、「女川町上水道事業経営戦略（第二期）」を策定します。

## 1-2 計画期間

通知では中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組む期間は10年以上を基本とすることとしており、本町においても経営基盤（財務、組織、人材等）の強化と財政マネジメントの向上のため、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

## 1-3 計画的かつ合理的な経営の推進

上水道事業に求められる役割を果たし、将来にわたり安定的に必要なサービス提供を維持するため、経営戦略に策定あたっては、下記の視点に留意して経営の計画を立案し、当該戦略に基づく合理的な経営を推進します。

- (1) 町の人口や年齢構成のほか、計画期間中に予定されている利用者の状況や企業の立地等の地域全体の現状と不確定な要素は除外し分析した上で、将来見通しも踏まえて策定します。
- (2) 上水道事業における管路・施設の状況を踏まえた「投資試算」と、企業債・料金収入などの「財源試算」を行い、両者のバランスを見ながら、調整を図った上で実現可能な戦略を策定します。
- (3) 公営企業が料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としていることから、料金（経費）回収率の向上、一般会計等からの繰出金の適正化、累積欠損金の解消、資金不足比率の改善等に務めながら戦略を策定します。

## 2 基本方針

厳しい経営環境の中、事業を将来にわたり安定的に必要なサービスの提供を維持するためには、事業環境の変化に的確に対応した水道施設の維持管理や更新を行うとともに、経営の効率化や健全化を図ることが必要であり、下記の3つの基本方針に基づき事業経営に取り組みます。

### (1)計画的かつ実現可能な事業執行

東日本大震災からの復旧復興事業も完了したことから、今後は耐用年数を超えた施設更新を進める必要があります。これまでは復興交付金等の国費による施設整備がほとんどでしたが、今後は、水道料金や企業債借入により、上水道事業で必要となる施設耐震化を含めた施設更新を行う必要があります。財政負担は増加傾向にあります。また、そうした中で物価高騰等による維持管理費も負担することとなるため、上水道事業は、ますます厳しい経営を強いられます。限られた財政の中、適正な事業計画と財政計画を元に経営を行ってまいります。

### (2)効率的な事業執行

業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組みます。民間委託の活用を図りながら、職員教育も徹底して、業務の効率化を図ります。

### (3)収入の確保と負担の適正化

財政基盤の強化のため、収入の確保と一般会計との負担区分の適正化を図ります。また、計画的な将来の更新投資を実施し、持続可能な事業運営を行いながら、国庫補助金等、国からの支援を可能な限り得られるよう努め、財源の確保を行います。

## 3 現状と将来見通し

### 3-1 事業の概要

本町の水道は、昭和26年に創設され、その後、昭和36、38、47年度の3次にわたり施設の拡張を図り、また、昭和42年度には町内離半島部12地区の簡易水道布設し、一部統合しながら8か所で簡易水道事業を行ってきました。しかし、平成23年3月11日の東日本大震災により水道施設は壊滅的な被害を受け、離半島部の施設を上水道に一括統合し、災害リスクの低減化と水道運営の経済性、維持管理性の向上を図りました。また、場内擁壁崩壊や地盤沈下した旧鷲神浄水場の復旧を断念し、近隣に移転新設し全町への安定給水を実現しました。

今後は、本町から24km離れた一級河川・北上川（石巻市）からの導水管や東日本大震災後に未更新の管路、施設の更新による災害危機対策が求められています。

### 3-2 給水・施設の状況

給水、施設の令和6年度末における状況は、下記のとおりです。

#### (1)給水

- ① 事業創設認可年月日 昭和32年4月25日
- ② 供用開始年月日 昭和30年2月1日
- ③ 地方公営企業法適用年月日 昭和42年4月1日（全部適用）
- ④ 行政区域内人口 5,771人
- ⑤ 計画給水人口 12,000人
- ⑥ 現在給水人口 5,769人
- ⑦ 有収水量密度 1.29千m<sup>3</sup>/ha

#### (2)施設

- ① 水源種別 表流水、地下水
- ② 水利権 6,000 m<sup>3</sup>/日
- ③ 導送配水管延長 158.35 千m
- ④ 浄水場設置数 4 箇所
- ⑤ 配水池設置数 12 箇所
- ⑥ 施設（配水）能力 12,381 m<sup>3</sup>/日
- ⑦ 年間総配水量 1,254.36 千m<sup>3</sup>
- ⑧ 年間総有収水量 1,019.32 千m<sup>3</sup>
- ⑨ 施設利用率及び最大稼働率 27.76%、37.00%

### 3-3 料金体系

本町上水道事業の料金体系は、用途別で基本料金と、使用水量に応じた従量料金、メーター使用料を設定しており、現行の料金体系については下表のとおりです。なお、現行の料金体系については、令和5年度にインボイス制度対応により改定（10円未満切捨を1円未満切捨に改定）されたものです。

#### (1)水道料金（消費税込み）

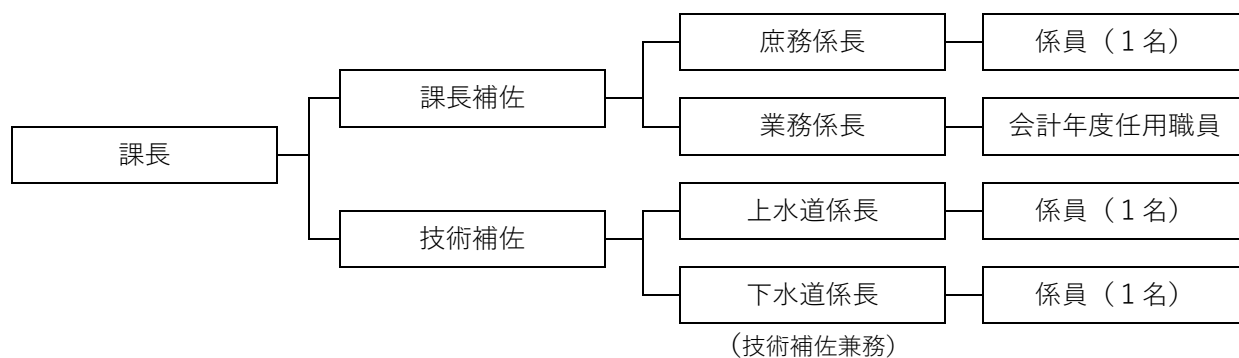
用途	基本料金		超過料金	
	水量	料金	超過100m <sup>3</sup> まで	超過100m <sup>3</sup> 超
一般用	5 m <sup>3</sup> まで	990 円	-	
	10 m <sup>3</sup> まで	1,210 円	121 円	110 円
特殊用（湯屋）	500 m <sup>3</sup> まで	36,300 円	110 円	
特殊用（船舶委託）	1 m <sup>3</sup> につき	-	121 円	
特殊用（船舶直接）	1 m <sup>3</sup> につき	2,420 円	242 円	

(2)メーター使用料（消費税込み）

口径	1個当たり（月）	口径	1個当たり（月）
13 mm	55 円	50 mm	880 円
20 mm	77 円	75 mm	1,100 円
25 mm	110 円	100 mm	1,320 円
40 mm	220 円	150 mm	3,300 円

### 3-4 組織体系

本町上水道事業は、次のとおり下水道事業と一体的に事業を行っております。ただし、繁忙等の相応の事由により負担が増加している場合は、事務分担命令によらず、職員連携により事務量の均衡を図っているため、下水道担当者も上水道事業に従事する場合があります。



※令和7年4月1日現在 在籍者 10名

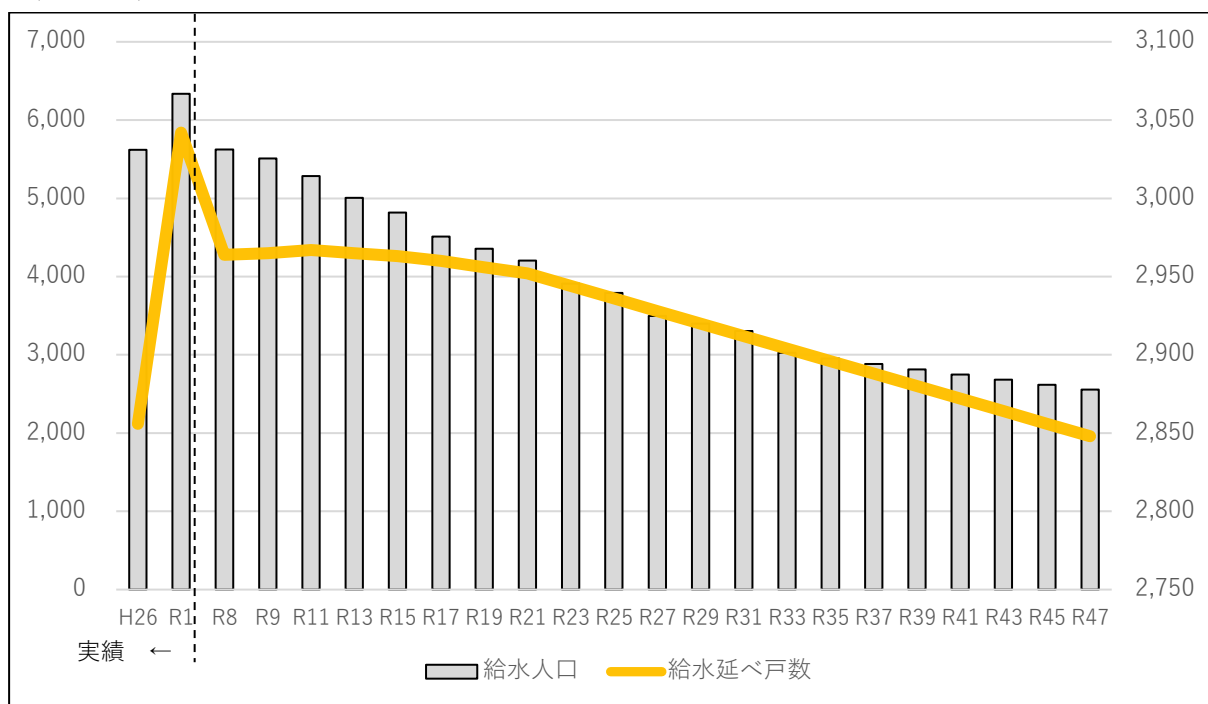
### 3-5 人口

令和6年度末の給水人口は5,769人で、給水人口は年々減少傾向にあります。

今回策定の計画については、過去10年間を参考に推計をしたところ、令和14年度頃には5,000人を切る見込みとなっています。

また、一方で、核家族化の進行に伴い、給水延べ戸数は横ばい傾向又は減少傾向のため、今後も引き続き、同様の傾向が継続するものとして推計しています。

(資料1) 給水人口・給水延べ戸数の実績値及び推計値

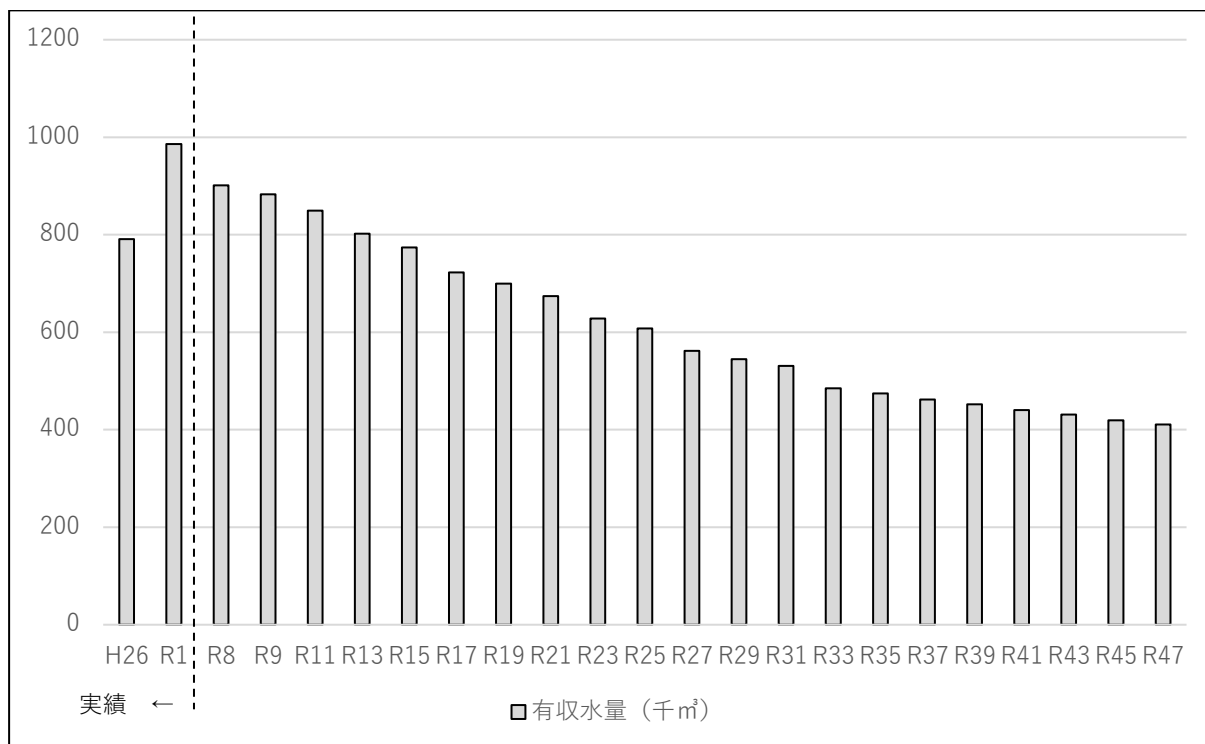


項目 (単位：人・戸)	実績		推計				
	H26	R1	R8	R17	R27	R37	R47
給水人口	5,620	6,335	5,625	4,510	3,495	2,883	2,555
給水延べ戸数	2,856	3,042	2,964	2,960	2,928	2,888	2,848

### 3-6 水需要

令和6年度末の有収水量は1,019,321 m<sup>3</sup>です。将来の有収水量は直近過去10年間の1人1日当たりの有収水量に給水人口予測人口を乗じて推計しています。給水人口の減少により、令和14年度には有収水量は800,000 m<sup>3</sup>を切る見込みとなっています。

(資料2) 有収水量の実績値及び推計値

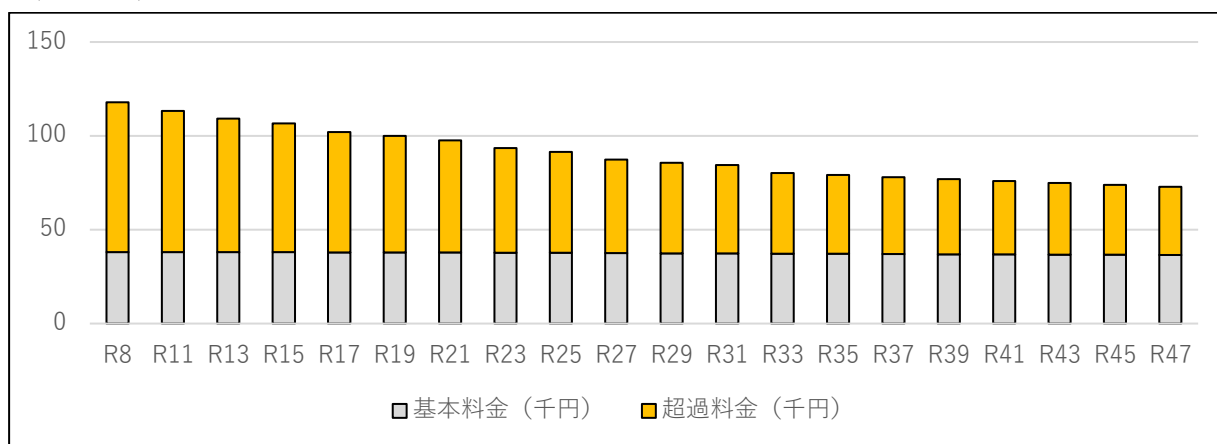


項目 (単位：千m <sup>3</sup> )	実績		推計				
	H26	R1	R8	R17	R27	R37	R47
有収水量	791	986	901	723	562	462	411

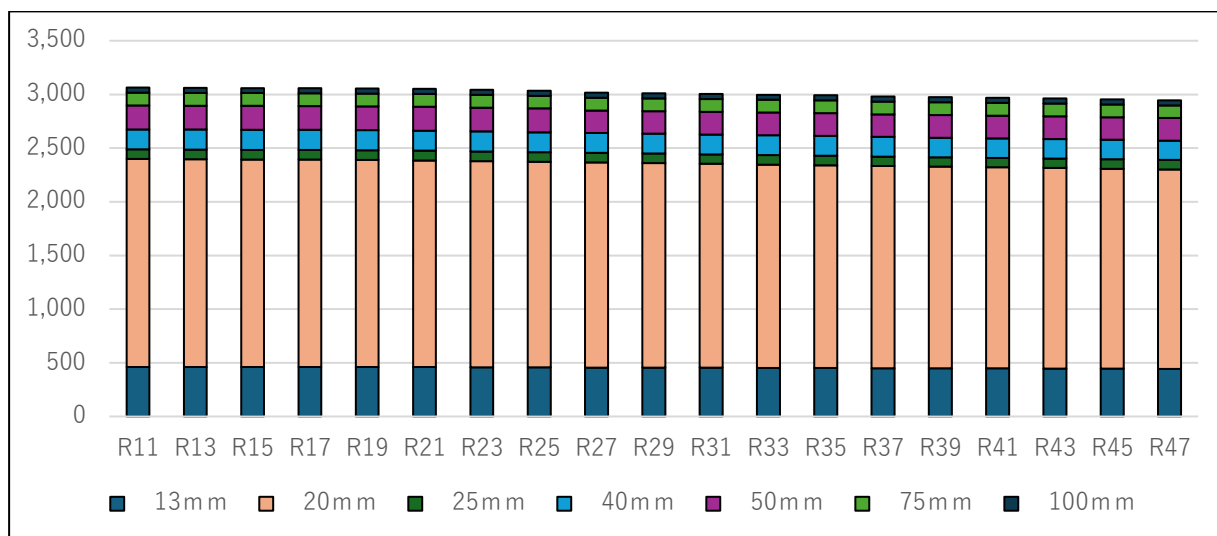
### 3-7 料金収入

令和6年度末の料金収入は118,830千円です。将来の料金収入は、一般用の基本料金と水量料金(超過料金)の別に推計しています。基本料金は給水延べ戸数の予測に現行の基本料金体系を乗じて推計しています。また、水量料金(超過料金)は有収水量の予測に現行の水量料金体系を乗じて推計しています。料金改定を行わないと仮定した場合、給水延べ戸数・有収水量の減少予測に伴い、基本料金・水量料金ともに減少するものと推計しています。

(資料3) 料金改定を行わない仮定での料金収入の推計値



項目 (単位：千円)	推 計				
	R8	R17	R27	R37	R47
基 本 料 金	38,006	37,996	37,560	37,046	36,533
超 過 料 金	81,823	64,080	49,795	40,963	36,402
合 計	117,944	102,050	87,354	78,010	72,936



項目 (単位：千円)	推 計				
	R8	R17	R27	R37	R47
13 mm	462	461	455	450	444
20 mm	1,934	1,929	1,905	1,884	1,858
25 mm	90	90	88	87	87
40 mm	187	187	185	182	180
50 mm	222	222	211	211	211
75 mm	119	119	119	119	119
100 mm	48	48	48	48	48
合 計	3,061	3,054	3,017	2,981	2,946

### 3-8 経営分析

本町では、総務省の公営企業の見える化の推進の一環として、経営指標による他団体との経営状況を示した経営比較分析表の公表が求められていることを踏まえ、令和5年度決算に係る経営比較分析表を公表しています。

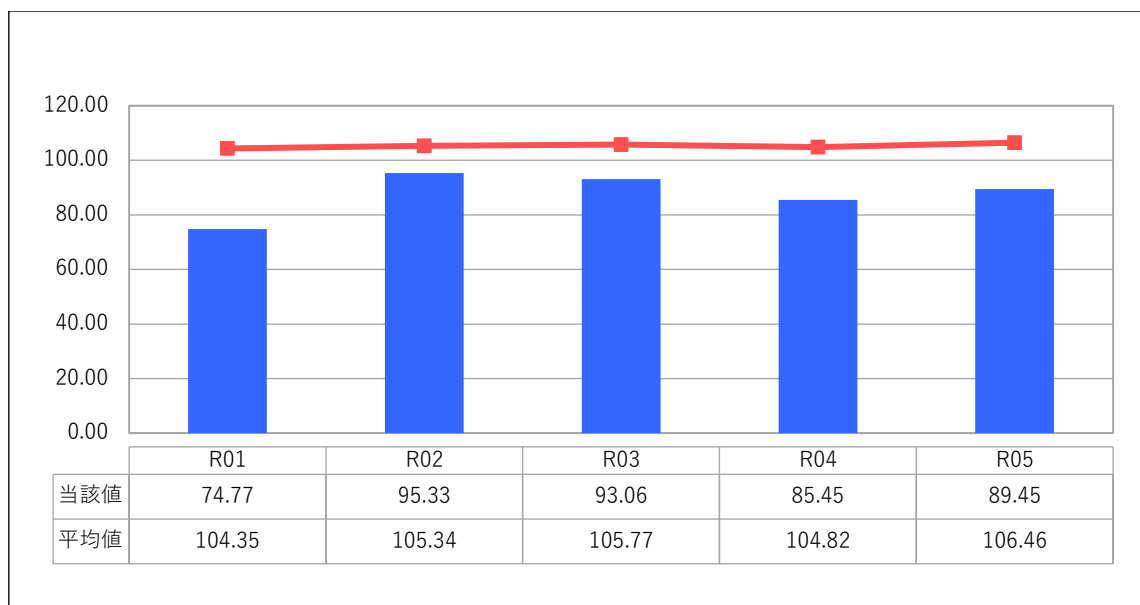
この経営分析比較表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経営比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確に把握することができます。

#### (1) 経常収支比率

経常収支比率は、料金収入等の総収益で、維持管理費、支払利息及び減価償却費等の費用をどの程度賄えているかを表す指標であり、収支が黒字であることを示す100%以上であることが目安となります。

本町においては、100%を下回る水準で推移しており、収支が常に赤字であることを示しており、類似団体の平均よりも低く、経営改善が求められる状況であると言えます。このような状況の中で、老朽化した水道管更新や能登地震でも指摘されている水道の重要施設の耐震化などへの投資も求められており、今後ますます支出が増大していくことから、当指標はさらに悪化することが想定されるので、料金改定を進める必要があります。

(資料4 経常収支比率)

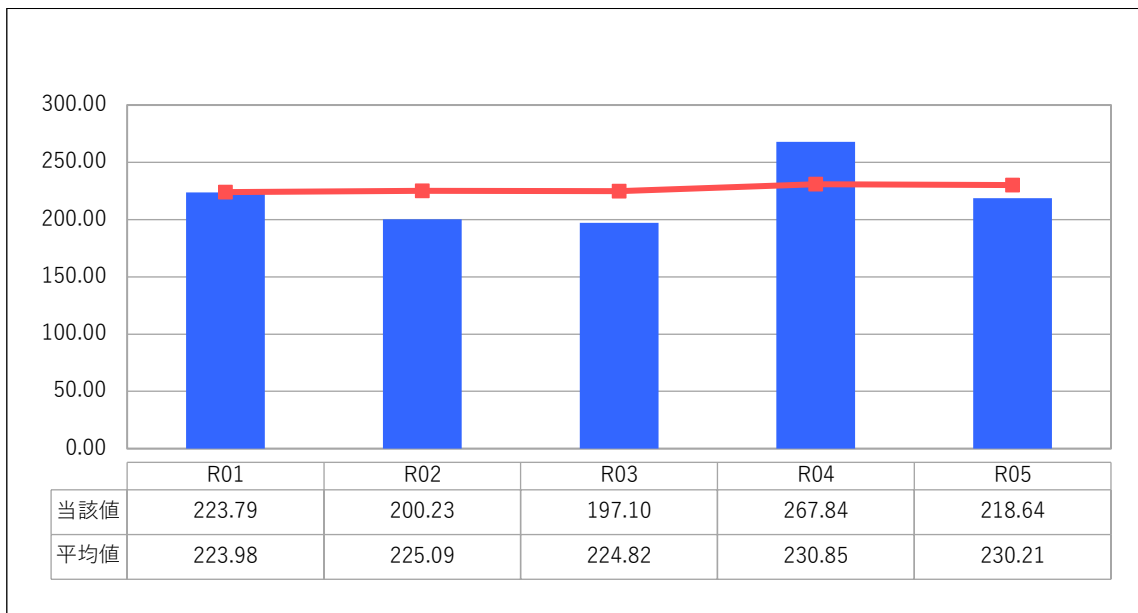


#### (2) 給水原価

給水原価は、有収水量1m<sup>3</sup>あたり、どれだけの費用を要しているかを表す指標です。当該数値が低ければ低いほど効率的な事業運営ができていることを表します。

本町においては、令和4年度は下水道事業の地方公営企業法適用による人員配置調整による増であるが、おおむね類似団体の平均値よりも低い値となり、事業運営は効率的であると言えます。

(資料5 給水原価)

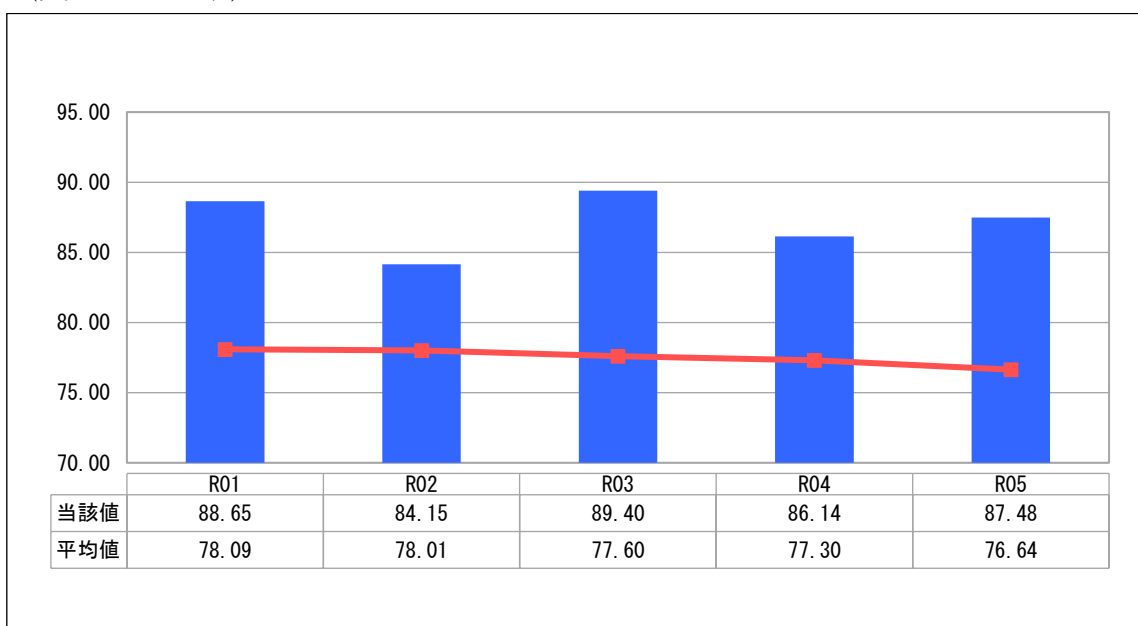


### (3)有収率

有収率は、施設の稼働状況に対する収益の割合を示すもので、水道事業を運営する上で、重要な指標のひとつであり、高い値が求められます。

本町においては平均87%で推移しており、他の類似団体の平均値よりも高く、他の類似団体よりも効率的な施設運営であると言えます。これは、漏水調査により漏水を早期に発見できていることによるものと考えられます。

(資料6 有収率)

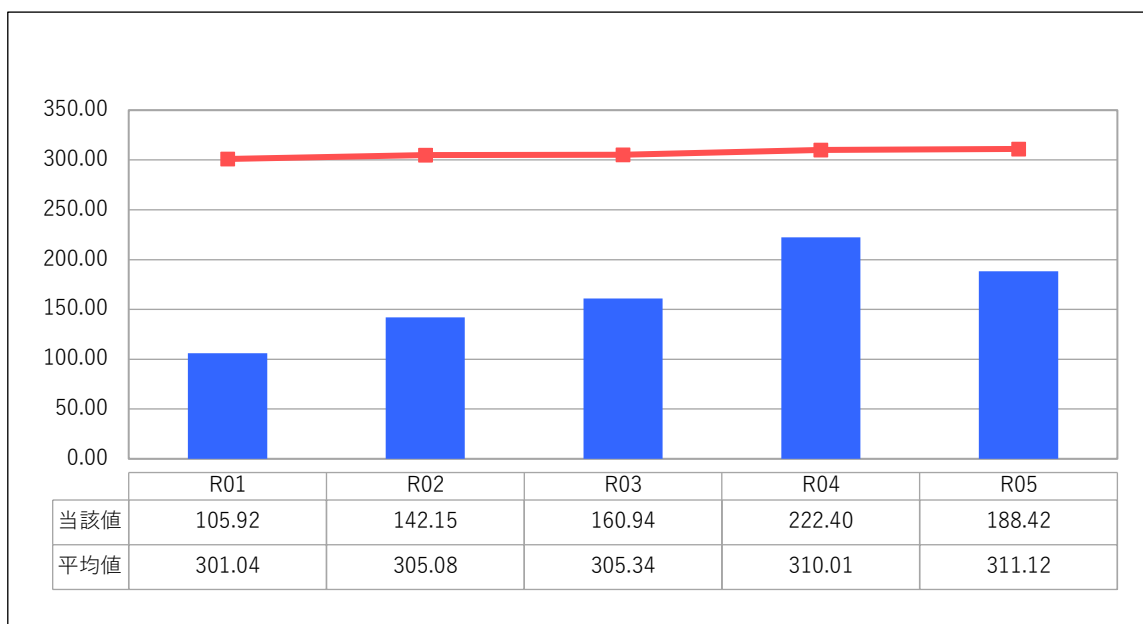


#### (4)流動比率

流動比率は、短期的な負債（流動負債）に対する支払能力（流動資産）の割合を示す指標であり、100%以上であることが望まれます。

本町においては、常に100%を上回り短期的な財務健全性は良好であると言えますが、他の類似団体の平均値よりも大幅に低い値となっていることから、施設整備に対する企業債依存度が高いと言えます。今後も施設整備の予定があり、財務健全性が悪化する可能性があるため、事業推進に当たり財源確保のほか事業の見直しも適宜行うことが求められます。

(資料7 流動比率)



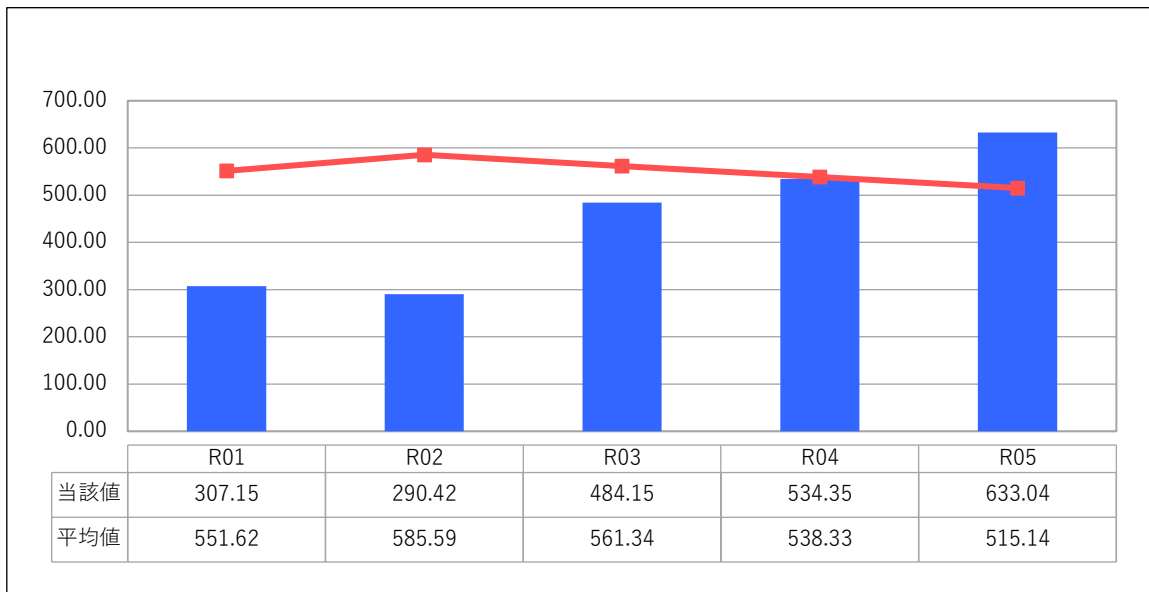
#### (5)企業債残高対給水収益比率

給水収益に対する企業債残高の割合で算定され、企業債残高の規模を表す指標です。当該数値が低いほど、給水収益から企業債の返済財源が確保できていると言えます。

本町においては、毎年度増加傾向で令和5年度で600%代まで上昇し、類似団体の平均値よりも高い状況となっています。

これは、復旧復興事業で先送りされていた必要な施設更新の実施が行われていることで投資規模が大きくなっていることによるもので、投資規模に対して料金水準が不適切になってきていることを表しています。そのため、料金改定を行うか、投資規模の見直しが必要となってきていると言えます。

(資料8 企業債残高対給水収益比率)



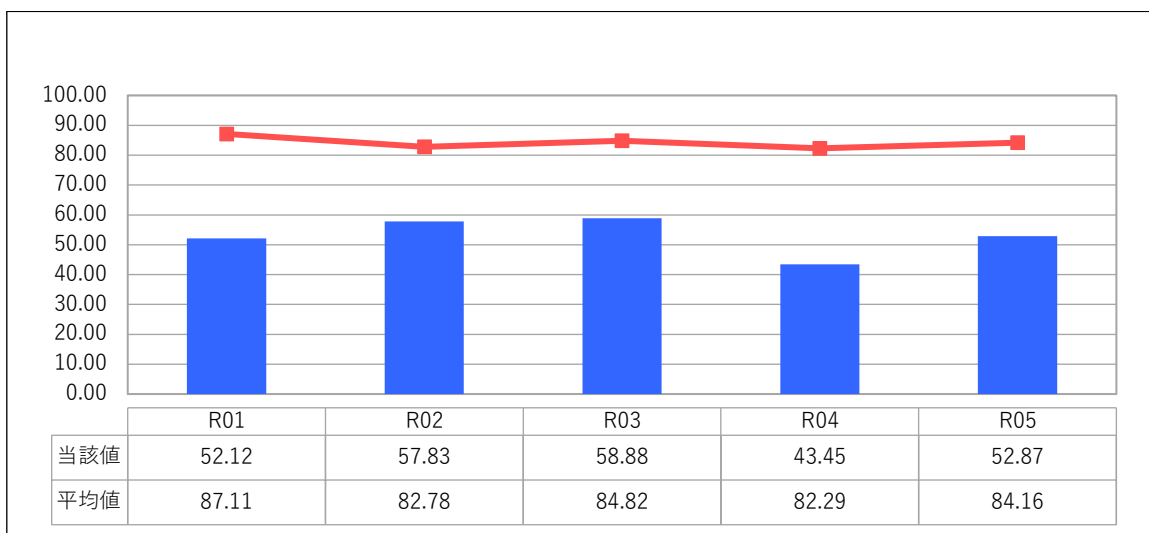
#### (6)料金回収率

料金回収率は、供給単価に対する給水原価の割合を表す指標で、使用料収入でどれだけ回収すべき経費が賄われているか、料金水準が適切かを表す指標です。本指標は 100%であれば、すべての経費が賄われていることを表すため、100%以上であることが望まれます。

本町においては、100%を大幅に下回る水準で推移し、令和5年度では52.87%と他の類似団体の平均値よりも大幅に低い数値となっており、類似団体よりも、料金収入で経費が賄うことができていないと言えます。

数値が低く、国が定める繰出基準以外の繰出金によって収入不足を補填している状況で、今後も施設更新の予定がありますが、料金改定を行うのか施設更新(投資規模)を先送り又は縮小するのか判断が求められます。

(資料9 料金回収率)

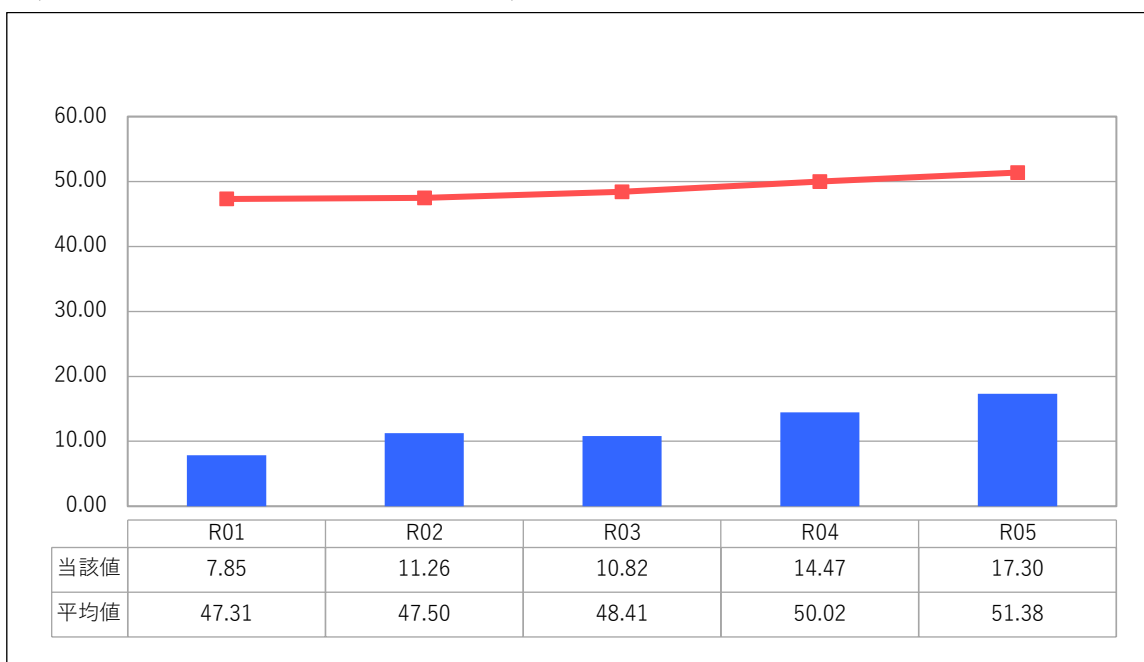


### (7)有形固定資産減価償却率及び管路経年化率

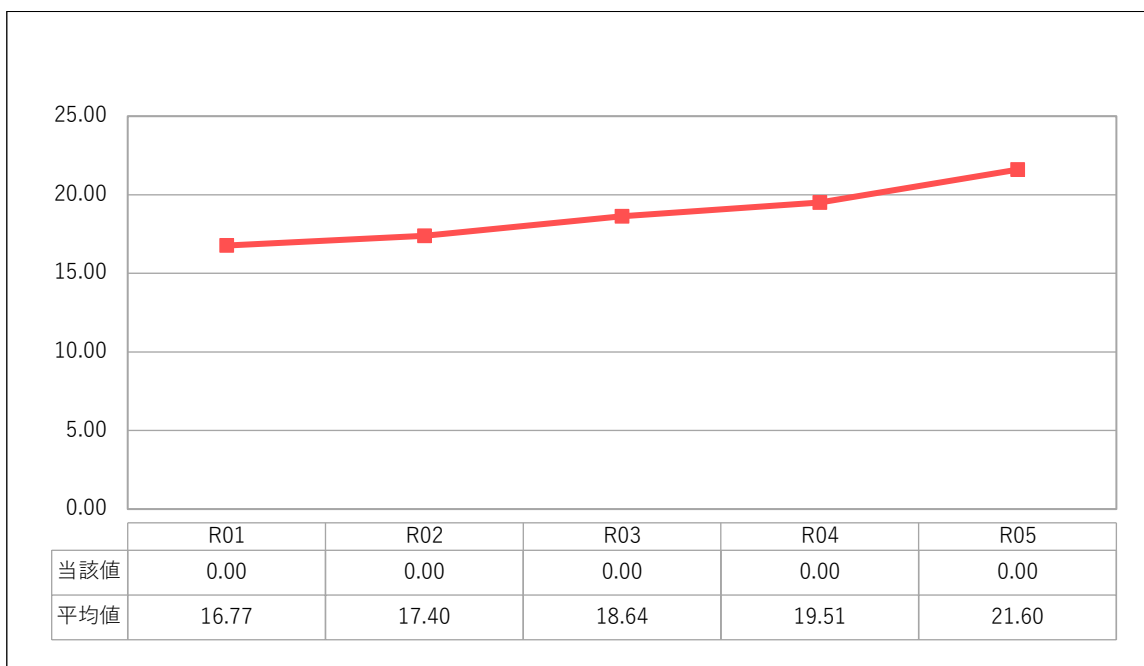
有形固定資産減価償却率は、償却資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標で、高いほど老朽化が進んでいることを表します。

本町においては、復旧復興事業による施設の更新の影響により 10%代の水準で推移し、類似団体の保有資産よりも新しい資産が多いことを表しています。しかし、復旧復興事業で更新されていない施設も保有していることから、適切に施設の更新を進める必要があります。

(資料 10 有形固定資産減価償却率)



(資料 11 管路経年化率)



### 3-9 施設の見通し

令和3年度に策定したアセットマネジメント計画では、法定耐用年数の経過にあわせて順次適切に施設更新するものとして計画しています。しかし、社会情勢等による物価高騰や水道料金等の収益の状況の変化によって、影響を最小限にしたうえで施設更新を延期しつつ維持補修に努めることとします。

### 3-10 組織の見通し

現在、上下水道課における水道事業会計所属職員数は3名（事務職1名、技術職2名）です。

令和4年度では、下水道事業会計の公営企業化を行うと同時に建設課の所掌事務のうち、上下水道に関する業務を分離し、上下水道課を新設したことにより、下水道事業所属職員数が1名、上水道事業会計所属職員数が8名（事務職5名、技術職3名）となった年度もありますが、サービス水準の維持や災害時等の対応を考慮しながら、業務委託等により上水道事業会計所属職員数は3名以下を基本として関係費用の抑制に努めます。また、過年度決算における過誤の発生を踏まえ、外部研修の積極的な活用により、水道に精通した職員の育成、知識・技術の継承を図ります。

## 4 今後の投資計画と経営戦略

### 4-1 投資・財政計画（収支計画）の前提条件

投資・財政計画（収支計画）を策定するにあたり、主要な計数の前提条件は下表のとおりです。

項目	前提条件
(1)料金収入	現行の料金体系に基づき、①水量料金と②基本料金の合計額で試算しています。 ①水量料金 ・算定式：使用水量別料金単価（現行料金）×計画有収水量 ・説明：計画有収水量の試算にあたり、過去の給水人口の傾向が継続するものとして算定した給水人口に、過去の住民1人1日あたり有収水量を乗じて算定しました。 ②基本料金 ・算定式：現行料金単価×給水延べ戸数 ・説明：給水延べ戸数の試算にあたり、過去の給水延べ戸数の傾向が継続するものとして算定した給水延べ戸数に、過去の基本料金構成割合を乗じて算定しました。
(2)職員給与費	過去の平均値に物価上昇率を加味して試算しました。
(3)建設改良費	アセットマネジメント計画及び直近年度の事業実施予定を参考に作成しました。
(4)一般会計繰入金	過去の一般会計からの繰入手法（現金部分の赤字補填）により算定しました。
(5)経費	過去の平均値をベースとし、物価変動の影響を受ける項目と受けない項目に区分して試算しました。
(6)支払利息	企業債残高に地方債の加重平均借入利率（2.1%）を乗じて試算しました。
(7)企業債償還金	建設改良費から補助金収入を控除した残額を企業債で充当し、借入年度の翌年度から40年にわたり元利均等で返済すると仮定して試算しました。

## 4 - 2 投資・財政計画（収支計画）

投資・財政計画（収支計画）の試算結果は、次頁のとおりです。  
（資料 12 投資・財政計画（収支計画））

## ○収益の収支

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度	前年度	令和8年度	令和9年度
				(決算)	(決算)		
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)			118,891	131,699	121,932	120,297
	(1) 料 金 収 入			118,830	131,679	121,539	119,904
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
	(3) そ の 他			61	20	393	393
	2. 営 業 外 収 益			397,778	652,073	432,469	467,606
	(1) 補 助 金			61,886	316,500	97,617	137,830
	他 会 計 補 助 金			41,297	283,500	38,617	47,830
	そ の 他 補 助 金			20,589	33,000	59,000	90,000
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入			334,202	334,311	329,946	324,870
	(3) そ の 他			1,690	1,262	4,906	4,906
収 入 計 (C)			516,670	783,772	554,401	587,903	
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用			562,669	823,673	527,194	548,106
	(1) 職 員 給 与 費			39,122	28,995	39,399	39,833
	基 本 給 与 費			39,122	28,995	39,399	39,833
	退 職 給 付 費						
	そ の 他						
	(2) 経 費			134,864	409,649	92,527	93,350
	動 力 費			12,686	16,454	901	883
	修 繕 費			5,310	65,020	4,261	4,308
	材 料 費			845	3,465	233	228
	そ の 他			116,022	324,710	87,931	88,739
(3) 減 価 償 却 費			388,683	385,029	395,267	414,923	
2. 営 業 外 費 用			20,223	10,520	27,367	36,377	
(1) 支 払 利 息			7,314	7,520	20,028	29,037	
(2) そ の 他			12,908	3,000	7,339	7,339	
支 出 計 (D)			582,892	834,193	554,561	584,482	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			△ 66,222	△ 50,421	△ 160	3,421	
特 別 利 益 (F)							
特 別 損 失 (G)			3,394				
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			△ 3,394				
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			△ 69,616	△ 50,421	△ 160	3,421	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			△ 1,154,635	△ 1,205,056	△ 1,205,216	△ 1,201,795	
流 動 資 産 (J)			417,614	287,835	158,056	192,049	
う ち 未 収 金			77,454	10,973	10,128	9,992	
流 動 負 債 (K)			51,127	47,530	43,933	45,675	
う ち 建 設 改 良 費 分							
う ち 一 時 借 入 金							
う ち 未 払 金			51,127		43,933	45,675	
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )			-971.17%	-915.01%	-988.43%	-999.02%	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)							
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			118,891	131,699	121,932	120,297	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)							
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)							
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)							
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)							
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)							

(単位:千円, %)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
118,705	117,347	114,528	113,136	111,773	110,625	109,116	106,035
118,312	116,955	114,135	112,743	111,380	110,232	108,724	105,642
393	393	393	393	393	393	393	393
462,583	458,222	452,468	450,055	451,836	451,877	449,447	396,186
145,812	153,330	157,408	161,335	166,116	172,138	176,349	178,800
55,812	63,330	67,408	71,335	76,116	82,138	86,349	88,800
90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
311,865	299,986	290,154	283,814	280,814	274,833	268,192	212,480
4,906	4,906	4,906	4,906	4,906	4,906	4,906	4,906
581,288	575,569	566,995	563,191	563,609	562,502	558,563	502,221
547,317	542,896	539,258	538,133	545,613	547,698	549,197	496,253
40,271	40,714	41,162	41,615	42,072	42,535	43,003	43,476
40,271	40,714	41,162	41,615	42,072	42,535	43,003	43,476
94,182	95,028	95,862	96,727	97,601	98,489	99,381	100,261
865	849	818	802	787	774	757	723
4,355	4,403	4,452	4,501	4,550	4,600	4,651	4,702
223	219	211	207	203	200	195	187
89,556	90,382	91,217	92,061	92,915	93,777	94,650	95,532
412,864	407,154	402,234	399,792	405,940	406,675	406,813	352,516
44,152	51,461	55,327	59,041	63,605	69,409	73,400	75,627
36,812	44,121	47,988	51,702	56,266	62,070	66,060	68,288
7,339	7,339	7,339	7,339	7,339	7,339	7,339	7,339
591,469	594,356	594,586	597,174	609,219	617,107	622,596	571,880
△ 10,181	△ 18,787	△ 27,590	△ 33,983	△ 45,610	△ 54,606	△ 64,033	△ 69,660
△ 10,181	△ 18,787	△ 27,590	△ 33,983	△ 45,610	△ 54,606	△ 64,033	△ 69,660
△ 1,211,976	△ 1,230,763	△ 1,258,353	△ 1,292,336	△ 1,337,946	△ 1,392,551	△ 1,456,584	△ 1,526,244
222,712	234,822	232,834	205,019	187,034	156,681	107,280	48,808
9,859	9,746	9,511	9,395	9,282	9,186	9,060	8,804
45,610	45,241	44,938	44,844	45,468	45,642	45,766	41,354
45,610	45,241	44,938	44,844	45,468	45,642	45,766	41,354
-1021.00%	-1048.82%	-1098.73%	-1142.29%	-1197.02%	-1258.81%	-1334.89%	-1439.38%
118,705	117,347	114,528	113,136	111,773	110,625	109,116	106,035

## ○資本的収支

(単位:千円)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度		
資本的 収入	資本的 収入	1. 企業債	240,400	285,000	448,670	402,000	387,000		
		うち資本費平準化債							
		2. 他会計出資金		33,866	515,000	495,000	60,000		
		3. 他会計補助金	4,155	2,686	3,000	3,000	3,000		
		4. 他会計負担金	9,613	9,300					
		5. 他会計借入金							
		6. 国(都道府県)補助金	258	16,366	63,330	50,000	50,000		
		7. 固定資産売却代金							
		8. 工事負担金							
		9. その他							
		計 (A)	254,426	347,218	1,030,000	950,000	500,000		
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)							
		純計 (A)-(B) (C)	254,426	347,218	1,030,000	950,000	500,000		
		資本的 支出	資本的 支出	1. 建設改良費	252,918	349,514	1,030,000	950,000	500,000
				うち職員給与費					
2. 企業債償還金	14,144			18,172	38,153	59,345	60,022		
3. 他会計長期借入返還金									
4. 他会計への支出金									
5. その他									
計 (D)	267,062	367,686	1,068,153	1,009,345	560,022				
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		(D)-(C)	12,636	20,468	38,153	59,345	60,022		
補填財源	補填財源	1. 損益勘定留保資金	72,387	68,854	65,321	90,053	100,999		
		2. 利益剰余金処分量							
		3. 繰越工事資金	79,900	102,624					
		4. その他	12,636						
計 (F)	164,923	171,478	65,321	90,053	100,999				
補填財源不足額 (E)-(F)			△ 152,287	△ 151,010	△ 27,168	△ 30,708	△ 40,977		
他会計借入金残高 (G)									
企業債残高 (H)			971,446	101,055	974,703	1,319,759	1,662,688		

## ○他会計繰入金

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収益的収支分			37,239	283,500	97,617	137,830	145,812
うち基準内繰入金			140	946	7,000	7,000	7,000
うち基準外繰入金			37,099	282,554	90,617	130,830	138,812
資本的収支分			4,155	2,686	3,000	3,000	3,000
うち基準内繰入金			4,155	2,686	3,000	3,000	3,000
うち基準外繰入金							
合 計			41,394	286,186	100,617	140,830	148,812

(単位:千円)

令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
237,000	237,000	287,000	347,000	267,000	187,000	157,000
40,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
50,000	50,000					
330,000	310,000	310,000	370,000	290,000	210,000	180,000
330,000	310,000	310,000	370,000	290,000	210,000	180,000
330,000	310,000	311,000	371,000	294,000	230,000	200,000
76,158	86,244	108,693	96,388	103,493	103,863	108,592
406,158	396,244	419,693	467,388	397,493	333,863	308,592
76,158	86,244	109,693	97,388	107,493	123,863	128,592
107,168	112,081	115,978	125,126	131,841	138,621	140,036
107,168	112,081	115,978	125,126	131,841	138,621	140,036
△ 31,010	△ 25,836	△ 6,284	△ 27,738	△ 24,349	△ 14,758	△ 11,444
1,863,691	2,062,773	2,308,255	2,608,855	2,822,863	2,951,748	3,050,078

(単位:千円)

令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
153,330	157,408	161,335	166,116	172,138	176,349	178,800
7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
146,330	150,408	154,335	159,116	165,138	169,349	171,800
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
156,330	160,408	164,335	169,116	175,138	179,349	181,800

### 4－3 計画期間内の経営状況

本町では、浄水場や管路施設、配水池等は、東日本大震災以前のもものと以後のものとの混在しております。そうしたなか、特に東日本大震災発災時から令和5年度までの間に耐用年数を迎えた老朽施設の更新については、復旧復興を優先させたことにより未更新の施設が多い状況です。そのため、順次更新を進めていく必要がありますが、本計画期間中に45億円以上の建設改良費の発生が見込まれますが、施設更新自己財源が不足しているため、一般会計出資金等を繰入れるものとしても約30億円以上の企業債を抱える見込みとなります。

また、資金残高は、令和17年度には約4千万円程度となる試算結果となっており、人口減少と節水意識の高まりによる水需要の低下により、増収要因も少ないことから、早期に対策を講じる必要がある状況です。ほかには、損益についても、現行料金と現施設更新方針では、計画期間中は収益的収支がマイナスの経営状況が見込まれ、安定的な経営は行えないものと推測されます。

以上の現状から、将来に渡り安定的な経営を行うため、「料金改定による収支改善」「施設更新計画の見直し」「維持管理経費のより一層の削減」を図る必要があります。

### 4－4 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明

#### (1)収支計画のうち、投資についての説明

##### 【目標】

管路経年化率が全国水準(51.38%)を超えないように現在稼働している水道施設の長寿命化を図るため、計画期間中の施設更新費用約45億円を見込んでいます。ただし、施設更新については、収支の状況も注視しながら適切な時期に行います。

本町の経営規模での民間委託による経費等の削減については、一般的に民間事業者のノウハウを活用した効率化、特に経費削減効果に期待でき、事業基盤強化の有効な手段となります。

このことから、包括委託を含めた民間委託による業務効率化を進めるとともに、広域化など様々な手法についても検討していきます。また、将来の更新投資を可能な限り抑制するため、現在の施設を適正に維持管理するための投資を計画的に行えるよう、施設・設備の長寿命化を積極的に進めます。

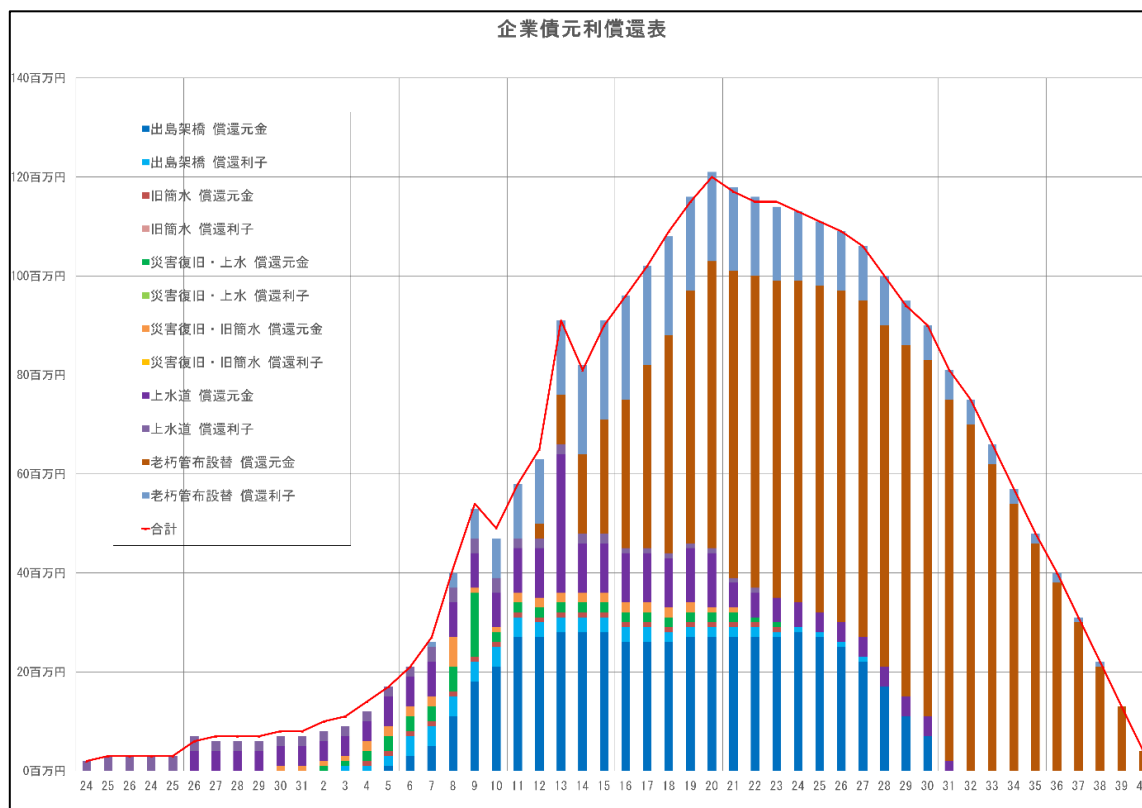
## (2)収支計画のうち、財源についての説明

### 【目標】

水需要の減少等により料金収入は今後も毎年減収となります。将来の更新投資に係る企業債の元利償還金の増加が見込まれるため、経常収支比率 100%を目指し、より一層の経費削減による経営効率化を図ったうえで適正に経営するためにも料金改定を検討するとともに国費等の財源確保に努めます。

企業債の元利償還金の増加が見込まれていますが、計画策定時点では、資本平準化債については検討していません。また、給水収益の減少が見込まれるため、国の定める繰出基準内の繰入金はもとより、不採算地域となる出島地区・江島地区に対する費用負担について、一般会計部局との協議を継続するとともにいきます。

(資料 13 令和 6 年度までのに借入済みの企業債の償還元利金額)



## (3)収支計画のうち、投資以外の経費についての説明

本町の人口減少の傾向から水需要が減少することは避けられず、過大な更新投資を行わないように、各水道施設・設備の更新にあたっては規模や性能について慎重に検討し、施設・設備に要する経費の削減に努めます。

委託料に関しては、既の実施している検針業務のデジタル化のほか、水質検査業務等の委託については包括民間委託への移行も検討し費用削減を図っていきます。

ます。また、包括民間委託のほかに広域化や指定管理制度、コンセッション方式導入などの可能性も検討していきます。

修繕費に関しては、施設の老朽化に伴い増加傾向ですが、将来の更新投資も見据えながら、修繕費の平準化、効率化を図ります。

動力費に関しては、水道施設の高度処理施設が増える見込みとなっていますが、その他は今後増える可能性は低く、廃止できるものから順次廃止し、施設の適正な運用を図ります。特に給水対象が少なく施設の老朽化が著しい針浜浄水場や御前浄水場の廃止、尾浦送水槽や尾浦総合配水池などの統廃合の可能性について、運用上の制約を確認の上で経費削減と廃止費用十分検討し進めてまいります。

その他維持管理に要する経費については、職員による対応費用との比較して安価の場合に限り、機械化やデジタル化を進めるものとします。

## 4-5 投資・財政計画（収支計画）に未反映及び検討予定事項の概要

### (1)投資についての検討状況等

#### ①民間の資金・ノウハウ等の活用（PFI・DBO の導入等）

導入による費用対効果等が不明のため、現時点では未検討です。

#### ②施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）

将来の給水人口減少を考慮して、施設・設備の統廃合を検討します。また、本計画期間中に運用上の制約等を確認し検討を行う施設は、次のとおりです。

- ・針浜浄水場
- ・御前浄水場
- ・尾浦送水槽
- ・尾浦総合配水池

#### ③施設・設備の合理化（スペックダウン）

将来の給水人口減少を考慮して、施設や設備の統廃合を検討します。

#### ④施設・設備の長寿命化等の投資の平準化

令和2年度に実施した資産調査の結果を踏まえ、本計画期間中に検討を行います。

#### ⑤広域化

事務等の共同化について、可能性について他団体の動向も踏まえ検討を行います。

#### ⑥その他の取組

特になし。

## (2)財源についての検討状況等

### ①料金

給水人口の減少に伴い、料金収入の減少が進むため、水道料金等の見直しを検討・実施する必要があります。水道使用量とのバランスを考慮し、赤字補填額や一般会計繰入額のほか自己資金の不足が最小となるよう検討していきます。

### ②企業債

新たに高度処理施設の整備のほか、老朽管布設替えや水道施設耐震化など将来の更新投資に伴い、企業債の元利償還金の額が増加する見込みです。そのため、将来、住民に過度な負担となる可能性が高いため、現行の水道料金等の見直しのほか一般会計からの繰入金等の増加について検討する必要があります。

### ③繰入金

企業債償還及び施設改良費等を水道料金等収入だけで賄うことが困難な状況にあることから、一般会計から一定額を繰入を行う計画となっています。

国の定める繰出基準内の繰入金はもとより、不採算地域となる出島地区・江島地区に対する費用負担について、一般会計側との協議を継続していきます。

### ④資産の有効活用等による収入増加の取組

現在、活用できる資産としては、女川駅裏の水道事業用地などがあります。令和6年度に民間貸出し収入増加を見込みましたが、相手方都合により中止となりました。本計画期間中に改めて民間貸出事業を企画し収入が増加するように事業を進めます。

### ⑤その他の取組

老朽管の更新や施設更新等の事業を行なう場合には、企業債への地方交付税措置率や国費の補助率の高いものの利用など適切な財源確保を検討します。

## (3)投資以外の経費についての検討状況等

### ①委託料

検針業務・水質調査業務を委託し事務作業の軽減及び施設管理の効率化に努めていますが、そのほかにも事務作業の見直しによる効率的な運営が見込める事業の外部委託を検討し経費の節減に努めます。また、包括業務委託等による経費削減が可能か検討を進めます。

### ②修繕費

安定した給水の確保に向け、老朽管及び浄水場等の施設設備の点検を実施し、計画的な修繕が図れるよう検討します。

### ③動力費

水道施設や管路の適切な維持管理に努め、電気供給契約の見直しなど費用の抑制を図ります。

#### ④職員給与費

本町の給与制度により、引き続き費用削減に努めます。

#### ⑤その他の取組

費用が掛からないことを前提としたデジタル化については積極的に取り組み費用削減に努めます。費用が発生するデジタル化については、財源があっても事業としての自己負担が発生するものについては極力、実施を見送りするものとしします。

## 5 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

毎年度、進捗管理（モニタリング）を行い、最低でも5年ごとに見直しを行うことにより、計画策定（P）、実施（D）、検証（C）、見直し（A）のPDCAサイクルを効果的に実施し、本戦略の事後検証、更新を行っていきます。

### ※料金改定の考え方に関する事項

#### (1)基本料金及び超過料金

給水戸数はほぼ横ばい、使用水量は減少が見込まれています。このことから、水道事業を安定的に行うためには、基本料金の改定を主とした料金改定が必要となります。経営戦略の後半期における料金改定に当たっては、口径別料金等の料金体系の在り方なども広く検討し、町内産業界の意見も踏まえて、大口の超過料金部分の見直しを検討していきます。

#### (2)メーター使用料

基本料金及び超過料金と同様に、これまで料金改定については、消費税増加分のみとしてきましたが、物価高騰等により調達する量水器の単価上昇などの費用増加に対応する必要があるため、料金改定をする必要があります。

#### (3)一般会計繰入金

離半島地区における施設整備、特に離島の施設整備は、地理的条件により他の水道施設整備と異なり高額となることが多く、水道料金等の改定要因となります。このため、離半島地区での施設整備には、国の定める基準内繰入金のほかに、地域的事情によるものとして基準外繰入金により整備することが必要となるので、一般会計での負担ができないか検討・協議を行っていきます。

また、町全体にかかわる施設（浄水場や配水池）については、受益者負担を基本としながら過度な負担とならないように同様に検討・協議を行っていきます。